

賛助会費に係る税制上の優遇措置

長野市スポーツ協会は、平成 25 年 3 月 22 日に行政庁から「公益財団法人」認定を受けた「特定公益増進法人」です。

このため、本協会へ納入いただいた賛助会費については、特定公益増進法人としての税制上の優遇措置が適用され、**所得税、法人税及び個人住民税**（県・市町村が条例指定している場合）の控除が受けられます。控除を受けるためには、確定申告、法人税申告又は個人住民税申告（確定申告しない場合）をする必要があります。

1 所得税の控除について

賛助会費の合計金額から 2 千円を超える金額が所得控除額になる「所得控除（*1）」と 2 千円を超える金額に 40% を乗じて得た額を税額から直接控除する「税額控除（*2）」のいずれか一方を選択できるようになります。

【控除の具体例】

○賛助会費として 5,000 円寄付した場合

*1 《所得控除の場合》

5,000 円 - 2,000 円 = 3,000 円 3,000 円（所得控除額）が所得から控除されます。

（ただし、所得控除額は、総所得金額の 40% 相当額が限度です。）

*2 《税額控除の場合》

(5,000 円 - 2,000 円) × 40% = 1,200 円 1,200 円（税額控除額）が直接税額から控除されます。

（ただし、申告できる金額は総所得金額の 40%、税額控除額は所得税額の 25% 相当額が限度です。）

2 個人住民税の控除について

個人住民税は、個人県民税と個人市町村民税を併せて各市町村が課税・徴収を行っており、控除対象となるかは県・市町村がそれぞれ条例で指定している場合に限られます。

【控除の具体例】

○賛助会費として 5,000 円寄付した場合

5,000 円 - 2,000 円 = 3,000 円 3,000 円（所得控除額）が所得から控除されます。

（税額控除額は、3,000 円 × 10%（※） = 300 円となります。）

※個人県民税率 4%、個人市町村民税 6%

3 法人税の控除について

一般寄付金の損金算入限度額と同等以上が別枠として損金算入が認められます。

【控除の具体例】

○資本金が1億円、年中の所得金額が3,000万円、寄付100万円の場合

次の(1)(2)いずれか少ない額が損金算入として認められます。

- (1) 特定公益増進法人に対する寄付の合計額
- (2) 次の計算により算出した限度額

ア 一般損金算入限度

$$= \{(100,000,000 \text{ 円} \times 2.5/1,000) + (30,000,000 \text{ 円} \times 2.5/1,000)\} \times 1/2$$

$$= (250,000 \text{ 円} + 75,000 \text{ 円}) \times 1/2 = 162,500 \text{ 円} \cdots \text{①}$$

イ 別枠の損金算入限度額

$$= \{(100,000,000 \text{ 円} \times 2.5/1,000) + (30,000,000 \text{ 円} \times 5.0/1,000)\} \times 1/2$$

$$= (250,000 \text{ 円} + 150,000 \text{ 円}) \times 1/2 = 200,000 \text{ 円} \cdots \text{②}$$

$$\text{①} + \text{②} = 362,500 \text{ 円} < \text{寄付額 } 100 \text{ 万円}$$

362,000円が損金算入される。

◆確定申告等

申告に際しては、本協会が発行する領収書の添付が必要になります。また、税額控除の場合は、領収書裏面の**行政庁の証明書の写し**が併せて必要になります。

なお、確定申告の詳細はお近くの税務署に、住民税（市町村県民税）については、各市町村税務担当部署にお問い合わせください。